

こども家庭庁提出資料

こどもまんなか
こども家庭庁

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定） 「加速化プラン」施策のポイント

加速化プランの規模は、
3.6兆円程度

1. 若い世代の所得向上に向けた取組等

- ✓ **賃上げ**（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ **三位一体の労働市場改革**（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ **非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上**（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ **所得制限を撤廃**
- ✓ **高校生年代まで延長**
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ **第3子以降は3万円**

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	※ 多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠初期からの支援強化

2025年度から制度化

- ✓ **妊婦のための支援給付**
① 妊娠初期（5万円）
② 妊娠後期以降（5万円×妊娠しているこどもの数）
の経済的支援
- ✓ **妊婦等包括相談支援事業**
（伴走型相談支援）
様々な不安・悩みに応え、ニーズに
応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

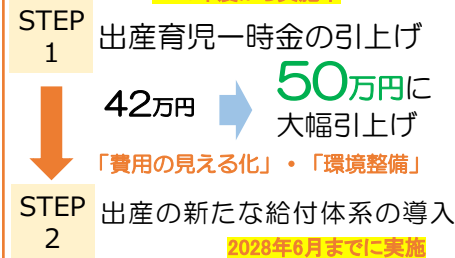
子育て世帯への住宅支援

- ✓ **公営住宅等への優先入居等**
今後10年間で計30万戸

実施中

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



フラット35の金利引下げ

こどもの人数等に応じて最大1%（5年間）の引下げ
※住宅の省エネ性能が高い場合は、6年目以降も金利引下げの対象となる場合あり

2024年2月から実施

高等教育（大学等）

大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

- ✓ **給付型奨学金等**を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充
2024年度から実施
- ✓ **多子世帯の学生等**については**授業料等を無償化**
2025年度から実施
- ✓ 貸与型奨学金の**月々の返還額を減額**できる制度の収入要件等を緩和
2024年度から実施
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入
2024年度から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ **「こども誰でも通園制度」を創設**
・月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位等で柔軟に通園が可能**な仕組み
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）
※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施
- ✓ **保育所：量の拡大から質の向上へ**
4・5歳児は2024年度から実施
1歳児は2025年度に加算を創設
・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
・民間給与動向等を踏まえた**保育士等の更なる処遇改善** 2023年度から実施
・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施
- ✓ **多様な支援ニーズへの対応**
・**貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等**への支援強化 2023年度から順次実施
・**児童扶養手当**の拡充
拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）
・**補装具費支援**の所得制限の撤廃 2024年度から実施

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

- 男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引上げ（2030年）
※ 2025年度：50.9%
2022年度：17.13%
- **男性育休を当たり前**
- ✓ **育児休業取得率の開示制度の拡充** 2025年度から実施
 - ✓ **中小企業に対する助成措置を大幅に強化**
・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施
 - ✓ 出生後の一定期間に**男女で育休を取得**することを促進する
ため**給付率を手取り10割相当**に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

- ✓ **子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置** 2025年10月から実施
・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置
- ✓ **時短勤務時の新たな給付** 2025年度から実施 → **利用しやすい柔軟な制度へ**
- ✓ **国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置** 2026年10月から実施

加速化プランの実施に向けた主な施策スケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
集中取組期間				
	児童手当の抜本的拡充 <ul style="list-style-type: none">所得制限の撤廃高校生年代までの支給期間の延長第3子以降の支給額増額（3万円）			
	高等教育費の負担軽減（多子世帯の大学等の授業料等無償化）			
出産・子育て応援交付金（予算事業）	妊婦のための支援給付（妊娠・出産時の10万円相当の給付金）として制度化			
伴走型相談支援事業（予算事業）	妊婦等包括相談支援事業（妊産・配偶者等に対する面談等による相談、情報提供）として制度化			
こども誰でも通園制度（試行的事業）	こども誰でも通園制度（法定事業化）	こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付）（給付化）		
保育士等の処遇改善（民間給与動向等を踏まえた人件費改定） 職員配置基準の見直し（4・5歳児：30対1→25対1、1歳児：6対1→5対1）				
	出生後休業支援給付の創設（育児休業等給付手取り10割相当） 育児時短就業給付の創設（時短勤務中の賃金の10%支給）			
	国民年金第1号被保険者の育児期間に係る 保険料免除措置の創設（約1.8万円／月（※令和8年度））			

※「所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大」は令和10年10月施行。

地域少子化対策重点推進事業（補助率：3/4、2/3、1/2）※財政力指数に応じて補助率の変更あり

自治体が行う以下の事業を支援

ライフデザイン・結婚支援 重点推進事業

補助率3/4

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・若い世代の描くライフデザイン支援
- ・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した
伴走型結婚支援の充実

補助率2/3

- ・上記以外の事業



結婚支援 コンシェルジュ事業

補助率3/4

都道府県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、自治体の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい 社会づくり・気運醸成事業

補助率2/3

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・地域全体で結婚・子育て、子育てと仕事の両立や多様な働き方を応援する気運醸成
- ・育児休業取得と家事・育児分担の促進

令和7年度の重点メニュー「地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成」と「子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進」を統合

補助率1/2

- ・上記以外の事業



結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム（補助率：2/3、1/2）

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、自治体が、家賃、引越費用等を補助する取組を支援

【対象世帯】夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満

【対象費用】婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

【補助上限】夫婦ともに29歳以下：60万円 夫婦ともに39歳以下(左記を除く)：30万円

○ 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）※左記以外は一般コース（補助率：1/2）

都道府県が主導し、管内市町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進

新生活



※令和9年度においては、行政事業レビューにおける自己点検も踏まえ、自治体の財政力指数を踏まえた地域における優先度が高い取組を重点的に支援する
地域こども政策推進事業（こども政策推進事業費補助金）へ統合し、結婚支援も含めた少子化対策に関する支援を強化

「こどもとともに成長する企業構想」の推進

～「こどもまんなか」を企業の経営アジェンダに～

- ✓ 「こどもまんなか社会」の実現には、民間企業による従業員や顧客、地域住民等に対するこども・若者・子育て支援が必要不可欠
- ✓ こうした取組は、社会的価値の向上のみならず、成長、人材確保、市場評価といった企業価値の向上にもつながる

企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出により、
社会全体でこどもを育てる機運が醸成されこどもまんなか社会が実現

こどもまんなか社会 (社会的価値の向上)

- ・ 安全で質の高い成育環境の提供
- ・ 困難な状況にあるこども・若者のサポート
- ・ 子育ての負担軽減、環境改善 等

企業による こども・若者・ 子育て支援

企業経営 (企業価値の向上)

- ・ 人材確保・採用力向上、離職率低下
- ・ 子育て中の社員等の生産性向上
- ・ 顧客満足度、市場・投資家評価の向上 等

◎企業による取組に対する環境の整備やインセンティブ提供を講じることで、
企業の取組を拡大・強化

若者を取り巻く現状、従来型の政策アプローチの課題

- 若者は進学・就職・自立など変化の大きい移行期にあり、所属の多様化等でニーズや課題等の実態が把握が容易ではない。
- 一方、従来の若者政策は、行政窓口等への相談を起点としたニーズ把握に基づいており、支援範囲が限定的。
- こうした中、若者の行政サービスの認知度や利用率は他世代より低調であり、行政との接点（タッチポイント）が脆弱な状況。また、教育、福祉、就労、保健・医療等の分野ごとの縦割りや年齢による制度上の切れ目により、若者の課題やニーズに対し、体系的な把握・対応ができていない。



令和8年度「若者政策の基本設計」の構築

- 今後は、若者を単に「困難を抱えたときに支援する対象」として捉えるのではなく、成長、自立、社会参画に至る多様な過程にある「重要な主体」として位置付けた上で、若者一人ひとりの多様な実態やニーズを踏まえつつ、官民の多様な主体が連携し、分野横断的に社会全体で支えていく新たな政策アプローチの基本的方向性を「若者政策の基本設計」(※)として構築する（令和8年度末）。

(※) 若者10万人の総合調査等を踏まえて若者が現在置かれている状況を分析しつつ、若者の声を聴くための若者協議会、多様な分野の専門家から構成される有識者検討会を並行して開催し、若者の多様な意見や視点を反映させる予定。

→ 今後、国や自治体、関係機関が若者政策を企画立案・見直しする際に参照・活用することを想定

✓ 若者を中心に、日常のあらゆる場面に支援機能が自然に存在し、
行政・民間企業・若者支援団体・地域・学校等が一つの仕組みとして機能する社会の構築を目指す。